

◆発注関係事務に関する『地域独自指標』（工事）

	必ず実施すべき事項										実施に努める事項																	
指標項目	①予定価格の適正な設定			③予定価格の原則事後公表		④施工時期の平準化	⑤適正な工期設定	⑥適正な設計変更	①ICTを活用した生産性向上		②工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用		③見積りの活用	④余裕期間制度の活用		⑤受注者との情報共有、協議の迅速化				⑥発注見通しの統合・公表								
	最新見積算基の適用	最新算基の適用	最新算基の適用	事後公表としている、または、事前公表の場合でも、適否について十分検討し、建設業者の技術力や経営力による適正な競争を損ねる弊害が生じないよう適切に取り扱っている		発注共通情報共有化（他業発注見直し情報へのHPリンク）	施工に必要な日数の設定（事前・後片付け・雨天・休日等不稼働日等の考慮）	施工条件の変化等に応じた適切な設計変更（精算変更（請負代金額や工期の適切な変更）の実施）	設計図書に「設計変更ガイドライン」等の明示を行い、施工条件の変化率に応じた適切な設計変更が行えるようになっている		ICT活用工事の発注基準等を定め、ICT活用工事を発注している		総合評価落札方式の実施基準等を定め、総合評価落札方式を導入している		工事成績評定の基準等を作成し、工事成績評定に取り組んでいる		不調・不落實の場合の見直し活用方式の導入		実工期を柔軟に設定できる余裕期間制度を活用している		ワンデーレスポンスを実施している		設計変更審査会を実施している		三者会議を実施している		中長期的な工事の発注見通しとして、各事業の進捗状況を公表している	
状況	達成	達成	達成	継続		達成	達成	達成	継続		新規		継続		継続		達成		継続		継続		継続		新規（四国地盤のみ）			
評価の仕方	実施状況		備考（補足説明等）		実施状況		備考（補足説明等）		実施状況		備考（補足説明等）		実施状況		備考（補足説明等）		実施状況		備考（補足説明等）		実施状況		備考（補足説明等）		実施状況		備考（補足説明等）	
R6年度までの目標				全機関：◎					全機関：◎		全機関：◎		全機関：◎		全機関：◎		全機関：◎		全機関：◎				対象機関：◎					
備考				※なお、適切な技術力や経営力を持った建設業者が適切に発注できる環境をつくるためにも、予定価格の事後公表の検討も行う。 R4実績値 ◆100%					※各自治体ごとの「設計変更ガイドライン」を策定するよう努める。 R4実績値 ◆82.3%		※発注方式は「発注者指定型」、「受注者希望型」どちらでも良い。 ※備考欄には実施した項目を記載。 R4実績値 ◆8.0%																	R4実績値 ◆-

※達成項目については、引き続き継続して取り組んで行くこと。

指標項目	必ず実施すべき事項								実施に努める事項										
	①予定価格の適正な設定		②決切り根拠(全ての工事の中で決切りなもの)の適用	③予定価格の原則事後公表	④施工時期の平準化	⑤適正な工期設定	⑥適正な設計変更	⑦適正な設計変更	①ICTを活用した生産性向上		②工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用		③見積りの活用	④余裕期間制度の活用		⑤受注者との情報共有、協議の迅速化			⑥発注見通しの統合・公表
	最新見積り単価等の適用	最新見積り単価等の適用(年度途中で改訂があった場合は見直し)		事後公表としている、または、事前公表の場合でも、適否について十分検討し、建設業者の技術力や経営力による適正な競争を損ねる弊害が生じないよう適切に取り扱っている	発注見直し情報の共有化(地盤発注見直し情報へのHPリンク)	施工に必要な日数の設定(事前・後付け・雨天・休日等不稼働日等の考慮)	施工条件の変化等に応じた適切な設計変更(精算変更) (請負代金額や工期の適切な変更)の実施	設計図書に「設計変更ガイドライン」等の明示を行い、施工条件の変化等に応じた適切な設計変更が行えるようになっている	ICT活用工事の発注基準等を定め、ICT活用工事を発注している	総合評価落札方式の実施基準等を定め、総合評価落札方式を導入している	工事成績評定の基準等を作成し、工事成績評定に取り組んでいる	不問・不満等の場合の見積り活用方式の導入	実工期を柔軟に設定できる余裕期間制度を活用している	ワンデーレスポンスを実施している	設計変更審査会を実施している	三者会議を実施している	中長期的な工事の発注見通しとして、各事業の進捗状況を公表している		
徳島県	/	/	/	◎	/	/	/	◎	◎	◎	◎	/	◎	◎	◎	◎	/	/	
徳島市	/	/	/	◎	/	/	/	◎	×	◎	◎	/	×	◎	◎	◎	/	/	
鳴門市	/	/	/	◎	/	/	/	◎	×	◎	◎	/	×	◎	◎	◎	/	/	
小松島市	/	/	/	◎	/	/	/	◎	×	◎	◎	/	×	◎	◎	◎	/	/	
阿南市	/	/	/	◎	/	/	/	◎	×	◎	◎	/	◎	◎	◎	◎	/	/	
吉野川市	/	/	/	◎	/	/	/	◎	×	◎	◎	/	◎	◎	◎	◎	/	/	
阿波市	/	/	/	◎	/	/	/	◎	×	◎	◎	/	×	◎	◎	◎	/	/	
美馬市	/	/	/	◎	/	/	/	◎	×	◎	◎	/	×	◎	◎	◎	/	/	
三好市	/	/	/	◎	/	/	/	◎	×	◎	◎	/	×	◎	◎	◎	/	/	
勝浦町	/	/	/	◎	/	/	/	×	×	◎	◎	/	×	◎	◎	◎	/	/	
上勝町	/	/	/	◎	/	/	/	×	×	◎	◎	/	◎	◎	◎	◎	/	/	
佐那河内村	/	/	/	◎	/	/	/	×	×	◎	◎	/	◎	◎	◎	◎	/	/	
石井町	/	/	/	◎	/	/	/	×	×	◎	◎	/	×	◎	◎	◎	/	/	

神山町				◎	事前公表だが弊害がないよう適切に取り扱っている。				×		×	◎	適宜選定	◎	請負額500万円以上			×		◎	◎	◎		
那賀町				◎	事前公表だが弊害がないよう適切に取り扱っている。				◎	県の「設計変更ガイドライン」に基づき、適切な設計変更を行っている	×		◎	土木一式工事のみ設計金額1千万円以上	◎			×		◎	◎	◎		
牟岐町				◎	事前公表だが弊害がないよう適切に取り扱っている。				×		×	◎		設計金額3千万円以上	◎	請負額500万円以上			×		◎	◎	◎	
美波町				◎	事前公表だが弊害がないよう適切に取り扱っている。				×		×	◎	試行導入		◎			×		◎	◎	◎		
海陽町				◎	事前公表だが弊害がないよう適切に取り扱っている。				◎	県の「設計変更ガイドライン」に基づき、適切な設計変更を行っている	×		◎	試行導入				◎	余裕期間制度を活用 ・着手日選択契約方式 ・着手日指定契約方式		◎	◎	設計変更ガイドラインに基づき、変更協議を実施している	◎
松茂町				◎	事前公表だが弊害がないよう適切に取り扱っている。				◎	県の「設計変更ガイドライン」に基づき、適切な設計変更を行っている	×		×		◎	請負額200万円以上			×		◎	◎	◎	
北島町				◎	事前公表だが弊害がないよう適切に取り扱っている。				◎	県の「設計変更ガイドライン」に基づき、適切な設計変更を行っている	×		×		◎			×		◎	◎	設計変更ガイドラインに基づき、変更協議を実施している	◎	
藍住町				◎	事前公表だが弊害がないよう適切に取り扱っている。				×		×		×		◎			◎	余裕期間制度を活用 ・着手日指定契約方式		◎	◎	◎	
板野町				◎	事前公表だが弊害がないよう適切に取り扱っている。				×		×		◎	適宜選定				×		◎	◎	◎		
上板町				◎	事前公表だが弊害がないよう適切に取り扱っている。				×		×		×		◎	請負額500万円以上			×		◎	◎	◎	
つるぎ町				◎	事前公表だが弊害がないよう適切に取り扱っている。				×		×		◎	試行導入				×		◎	◎	◎		
東みよし町				◎	事前公表だが弊害がないよう適切に取り扱っている。				◎	県の「設計変更ガイドライン」に基づき、適切な設計変更を行っている	×		◎	設計金額2千万円以上	◎			×		◎	◎	設計変更ガイドラインに基づき、変更協議を実施している	◎	